

公示送達書

下記の者については、住所等が不明であり、下記の書類が送達できないので町長がこれを保管し、送達を受けるべき者の住所が判明次第いつでも交付します。

地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達をします。

那須町告示第233号
令和8年10月21日

栃木県那須郡那須町長
平山 幸宏

令和8年度国民健康保険税第2期督促状

佐藤 愛斗

YAN XIAO